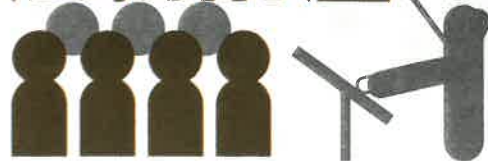


中小企業のための 法務講座



香港での相続手続き③

F 相続手続きの方法

相続手続きには3つの方法があります。

1 遺言 (Will) がある場合の手續 (Testate)

有効な遺言がある場合、その遺言で遺言執行者に指名された者が、裁判所に申請し、裁判所からの様々な審問や疑問に疑いのないレベルまで答えるとプロベートの授与書 (Grant Of Probate) が得られ香港内にある全ての相続資産を動かす、相続人に分配する責任を負います。

2 遺言なしの申請 (Grant of Administration)

遺言がない場合は、法律で定められた優先順位により遺産管理者が裁判所に申請し、裁判所からの様々な審問や疑問に疑いのないレベルまで答えると遺産管理上命令書 (Letter of Administration) が得られ、香港内にある全ての相続資産を動かす、相続人に分配する責任を負います。

また、未成年の相続人がいる場合は、未成年者の利益保護のために遺産管理者が2名以上必要となります。

3 遺産管理 (遺言管理)

①・②のコンピネーションの、つまり、遺言があったものの、

遺産の中に誰が執行人 (Executor) であるのかの記載がない

— 或いは、遺言で指定された執行人が管理する権利を放棄した

— 或いは、該当執行人が遺言人より先に亡くなった

— 執行人が生きていてもその健康精神的に執行人としての義務を果たすことが

G 相続手続きにかかる時間

相続手続きは、相続争いがなく順調な場合でも、1年から1年半はかかってしまうことも珍しくありません。裁判所からの遺産管理状態を執行し、銀行から送金してもらっただけでも2-3カ月くらいはかかってしまうからです。ただし相続管理者が高齢の場合には、裁判所も考慮してくれて特別に通常より早く処理してくれます。

H 香港に資産のある日本在住者の相続

今まで当事務所で請け負った案件で圧倒的に多いパターンは、日本人で日本在住者が遺言書なしで争いなくお亡くなりになるパターンです。日本人が中国やシンガポールでお亡くなりになった、或いは、被委任すること、この保証

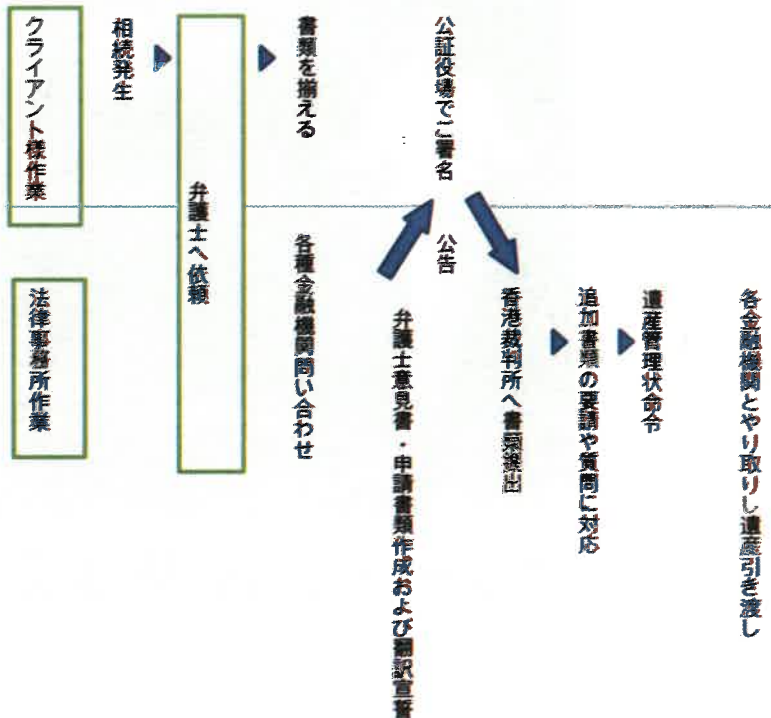
相続人が香港人で相続人が日本人などのケースも様々手がけた経験がありますので、まずはご相談下さい。お亡くなりになった方が香港に資産があることは薄々分かるが、いくら資産があるか分からず、弁護士費用をかけてまでプロベートの手続きをするべきか悩む方もいらっしゃると思います。まずは資産を確定させてからプロベート手続きを行うかを決めてもよいでしょう。

遺産管理者が申し立てをする場合は、相続裁判所から、遺産管理人以外に香港にいる保証人を求められます。しかもその保証人は、各々香港に被相続人の財産以上の資産を有している必要があり、万が一遺産管理人が裁判所の規定する義務に違反する場合は、他の相続人が被る損害を賠償することを保証する必要があります。

（このシリーズは2カ月に1回掲載します）

なお、争いのない相続規則（香港法律第10A章の第3条および4）により、有料無料を問わず、相続人、あるいは、香港法の弁護士以外の者が、香港の相続業務を代行・サポートすることは禁じられておりますので依頼をする場合は、資格者（香港において登録更新している香港法弁護士）かどうかにお気を付け下さい。

香港での相続手続きの主な流れ



筆者紹介
ANDY CHENG 鄭國有
弁護士 中国委託公証人 アンディチェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com